

のは大槪左の通りである。

- (1) 職工の定員を相償殖やし指定職夫を出来るだけ職工に引なほす
昭和六年以後の指定職夫は指定職夫とする時に非常に嚴格なる
體格検査と人物考査の關門を経てゐるので職工に採用の際は體
康診斷の程度に止め、それ以前からの指定職夫に對しては體格
検査の標準を思ひ切り引下げる事にする。
- (2) それで落ちた人は更に現場と相談の上仕事に應じ差支へない限
りに於てこれも職工に引なほす。
- (3) 然し指定職夫全部を職工に引なほすと云ふことは不可能と思ふ
いくら寛大な検査でも中には洩れる人があらう、之等の人は
お氣の毒乍ら已むなく指定を解除し普通の臨時職夫として我慢
して貰ふ。
- (4) 右の如くに指定職夫の制度をなくする。

以上に就ては更に案を詳細に纏めた上なるべく早く實施したい
思つてゐる。尚昭和六年前に現場指定として入つた者は指定職夫
になることを優先的に認められてゐるが今度は優先と云ふ事はな
くなるが職工に採用の時、體格検査は指定職夫を職工になほす場合
と同様に寛大にする事にし度いと思つてゐる。

今までは自分としてこの職夫の問題に關する限り意に滿たない答
辯をせねばならなかつたが、今回所長並に社長等の絶大な御努力
御好意により右のお話をする事が出来たことを喜びとして居る。